

行動援護に係る報酬・基準について 論点等

行動援護の概要

対象者

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

サービス内容

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
外出時における移動中の介護
排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・ 予防的対応
...行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・ 制御的対応
...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・ 身体介護的対応
...便意の認識ができない者の介助等

主な人員配置

サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)

ヘルパー:常勤換算2.5人以上

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)

報酬単価(令和元年10月~)

基本報酬

255単位(30分未満)~2,520単位(7.5時間以上)

主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

事業所数

1,681 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

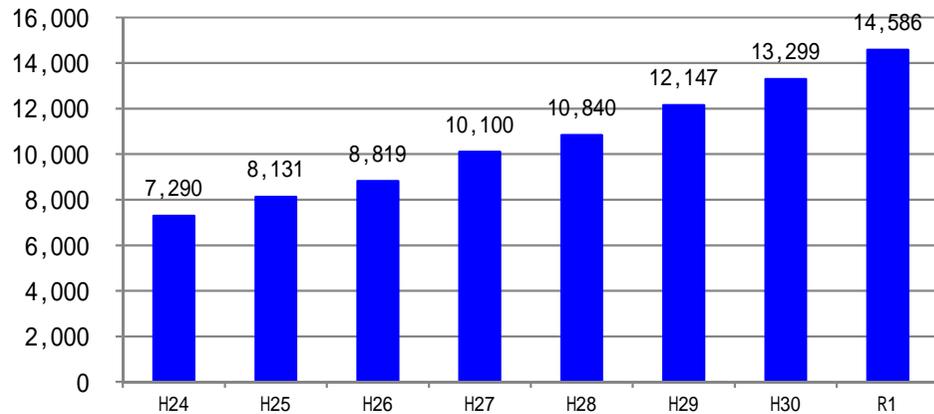
9,118 (国保連令和 2年 4月実績)1

行動援護の現状

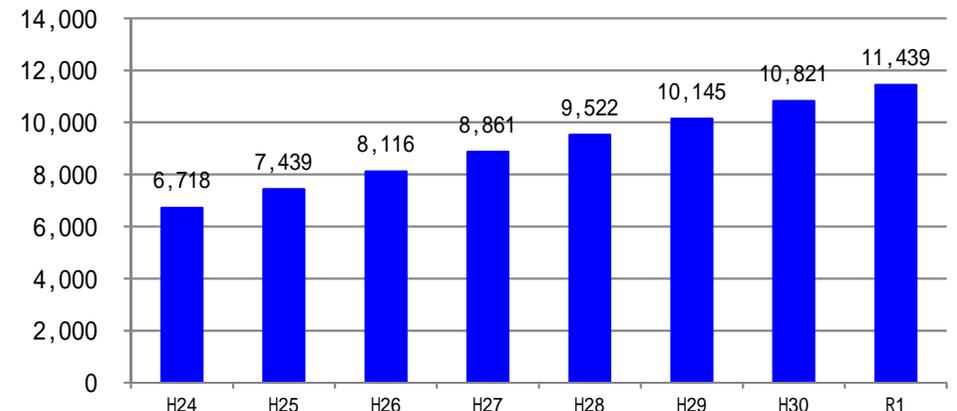
【行動援護の現状】

令和元年度の費用額は約146億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.5%を占めている。
利用者数及び事業所数については毎年度増加している。

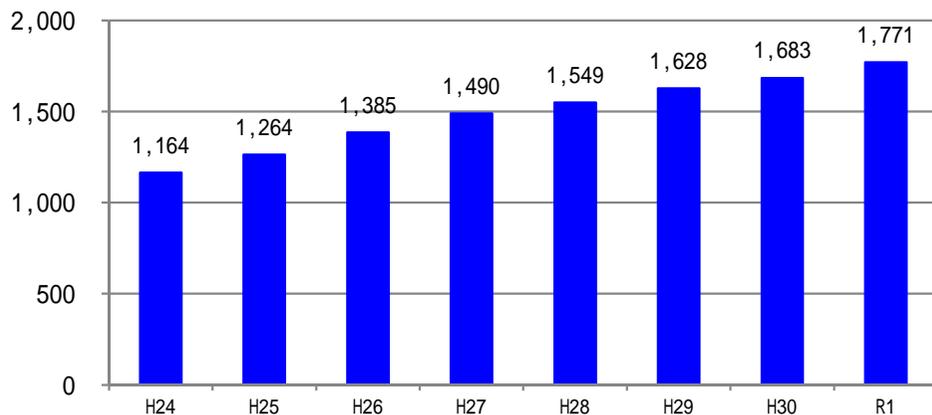
費用額の推移(百万円)



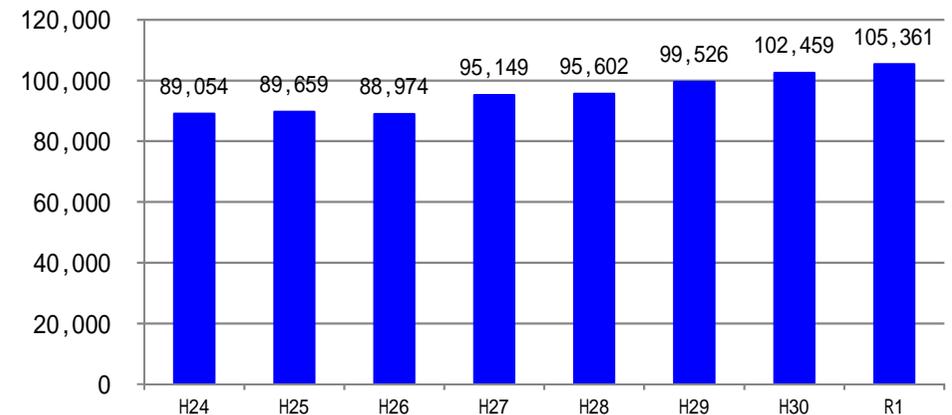
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人あたり費用月額額の推移(円)

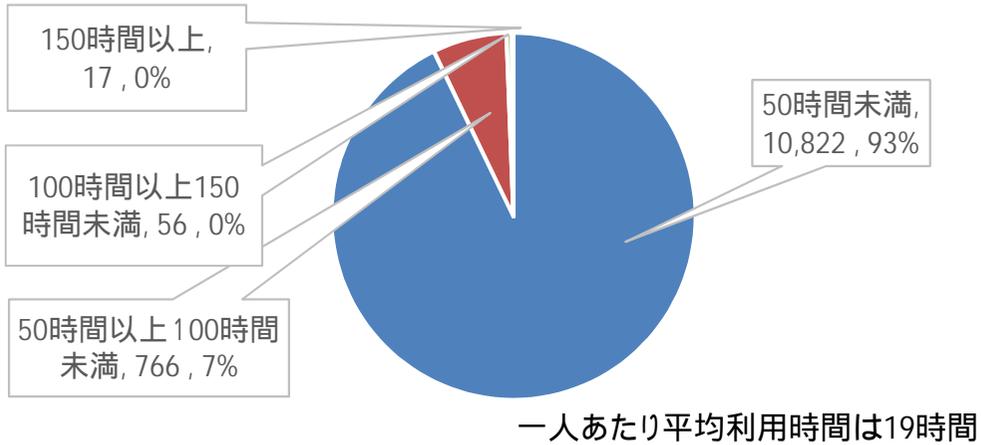


行動援護の現状

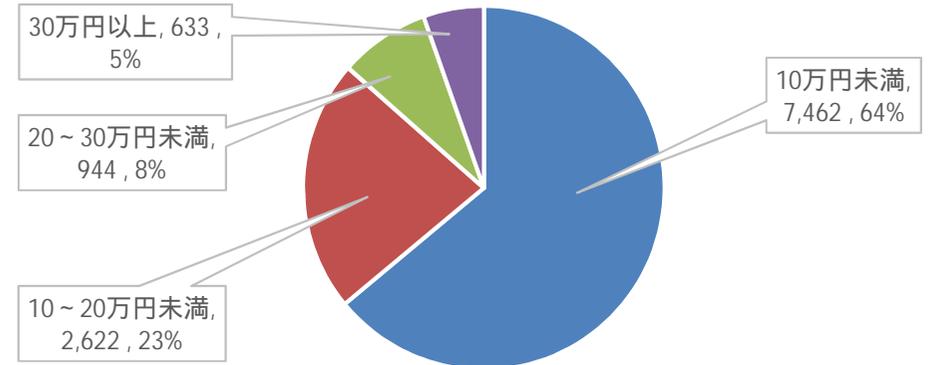
一月50時間未満の利用者が約9割を占め、一人あたり費用月額が10万円未満の利用者が約6割を占めている。

利用者数は、障害支援区分6の者が4割以上を占めている。

一月の利用時間別人数(人) 令和2年1月分



一人あたり費用月額別人数(人) 令和2年1月分



障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	<p>強度行動障害児者が利用する行動援護については、居宅内での利用が大きく制限されている課題がある。国通知では「主として外出時及び外出の前後に」サービスを提供するとされており、必ずしも外出時のみの利用とはされていないが、不明確である。新型コロナの影響で外出機会が制限されていることも踏まえ、行動援護の居宅内利用を新たな類型とするなど、より明確に位置付け、利用を促進する加算を設定することが必要である。</p>	全国手をつなぐ育成会連合会

行動援護に係る報酬・基準について

行動援護に係る論点

論点 従業者要件等について

【論点】従業者要件等について

現状・課題

平成27年度の報酬改定において、行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件として、行動援護従業者養成研修課程修了者であることとしつつ、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置を設けた(いずれも実務経験の要件あり)。

平成30年度の報酬改定では、平成28年度に実施した調査において7割の従業者が経過措置対象者であり、そのうち3割が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないことや、関係団体からの経過措置の延長を求める意見があったことなどを踏まえ、経過措置を令和3年3月31日まで延長した。

論点

サービスの質の確保に留意しつつ、従業者要件等の経過措置についてどのように考えるか。

検討の方向性

令和元年度に実施した調査では、前回の調査よりは減少しているものの、21.2%の従業者が経過措置対象者であり、そのうち11.8%が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないことから、障害福祉人材の確保が困難である状況や新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、従業者要件等の経過措置を延長することとしてはどうか。

その際、延長期間は次の報酬改定まで(令和5年度末)を目途とし、行動援護従業者養成研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図ることとする。

また、平成28年度報酬改定調査では93.6%の行動援護事業所が当該資格取得要件を認識しており、経過措置を設定してから6年が経過することから、令和3年度以降新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得する者は、当該経過措置の対象外とすることを検討してはどうか。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(:所定単位 :減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
介護福祉士 実務者研修修了者 廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)					(実務1年)	(+)	(実務2年) (5)	(実務5年) (5)
居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) 介護職員初任者研修課程修了者		(実務3年)		(実務3年)	(実務1年)	(実務3年) (+)	(実務2年) (5)	(実務5年) (5)
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	(減算)	×		(4)	(実務1年) (減算)	×	×	×
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	(1)	×		(4)	×	×	×	×
生活援助従事者研修課程修了者	(2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	一般課程修了者	×	×	×		×	×	×
	応用課程修了者	×	×	×		(+ - のいずれか)	×	×
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	(5)	×	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×		(4)	×	×	(実務1年)	(実務3年)
居宅介護等事業従事経験者	(減算)	×		(4)	(実務1年) (減算)	×	(実務2年) (5)	×
視覚障害者外出介護研修修了者等	(減算) (3)	×	×	×	(実務1年)	×	×	×

- 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。
- 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。
- 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。
- やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。
- 令和3年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。
- ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員 + 重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

行動援護従業者養成研修課程修了者の状況について（令和元年度障害福祉課調べ）

(1) 従業者

合計	行動援護従業者養成研修課程修了者	経過措置対象者	経過措置対象者の研修修了状況	
			研修修了すると見込まれる者	研修修了すると見込まれない者
9,969人	7,854人	2,115人	943人	1,172人
100.0%	78.8%	21.2%	9.5%	11.8%

(2) サービス提供責任者

合計	行動援護従業者養成研修課程修了者	経過措置対象者	経過措置対象者の研修修了状況	
			研修修了すると見込まれる者	研修修了すると見込まれない者
1,856人	1,683人	173人	120人	53人
100.0%	90.7%	9.3%	6.5%	2.9%

養成研修の取得要件の認識状況（平成28年度報酬改定検証調査）

1. 調査目的

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けたことから、現状の行動援護における従業者の経過措置対象者の状況等を把握し、次期報酬改定の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

全国の行動援護事業所のうち、経営主体や地域性を考慮し、無作為抽出による郵送調査を実施。

施設・事業所数	調査対象数	休止・廃止等	調査客体数	有効回答数	有効回答率
2,445	1,352	38	1,314	750	55.5%

3. 養成研修の資格取得要件の認識状況

平成30年3月31日以降、行動援護の従事者になるための資格取得要件についての認識状況は、「はい」が93.6%、「いいえ」が4.5%であり、ほとんどの事業所で認識されている。

